

計算書類に対する注記（木更津拠点）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却及び評価方法

①有形固定資産 定額法

②無形固定資産 定額法

③有形リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上区分

①賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上する。

②退職給付引当金

公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会退職共済制度における法人の負担する掛金額と同額を計上する。

③徴収不能引当金

毎会計年度末において、徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する。

3. 採用する退職給付制度

公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

(1) 木更津拠点の計算書類等

(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）

ア 「短期入所生活介護リビングサポート木更津」

イ 「リビングサポート木更津サービス付き高齢者向け住宅」

(3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）

ア 「短期入所生活介護リビングサポート木更津」

イ 「リビングサポート木更津サービス付き高齢者向け住宅」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	83,953,095	0	0	83,953,095
建物	195,354,820	0	7,742,203	187,612,617
合 計	279,307,915	0	7,742,203	271,565,712

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

1 社会福祉法人 志真会

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	83,953,095	円
建物（基本財産）	187,612,617	円
計	271,565,712	円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	257,824,000	円
計	257,824,000	円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	83,953,095	0	83,953,095
建物（基本財産）	203,742,206	16,129,589	187,612,617
構築物	2,863,400	876,676	1,986,724
器具及び備品	3,895,100	309,722	3,585,378
合 計	294,453,801	17,315,987	277,137,814

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし	0	0	0
合 計	0	0	0

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし